省　令

○国土交通省令第六十三号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二十一条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二日

国土交通大臣　前原　誠司

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（無軌条電車を除く。）」を削る。

第十条第一項ただし書を削る。

別表四第九条第一項第四号に掲げる者の項中「技能試験」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にこの省令による改正前の動力車操縦者運転免許に関する省令第五条第一項の規定により地方運輸局長に対してされた申請に係る処分については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月二日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

人事院規則九―七―一六

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「又は一部」を削り、同条第三項中「、振込みを希望する金額」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年二月一日から施行する。

（人事院規則九―五の一部改正）

2　人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「全額の」を削り、「振込みの方法以外の方法によつて支払を受けた金額の」を「その」に改める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月二日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

人事院規則九―四二―二七

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

第二項中「若しくは地域活性化統合事務局長」を「、地域活性化統合事務局長若しくは郵政改革推進室長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月二日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

人事院規則一一―八―二五

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「又は国家公務員制度改革推進本部事務局次長」を「、国家公務員制度改革推進本部事務局次長又は郵政改革推進室長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十一月二日

総務大臣　原口　一博

第7の3⑵の表東京都の項中

多　摩	20
新　島	20

を

多　摩	0.01
新　島	0.03

に改める。

新　島	20

○政治資金適正化委員会告示第五十三号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人から登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十一月二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三一八	高橋　満	三一八　二二、八、一	
七三五	名倉　義夫	七三五　二〇、一一、一	
一〇六三	小島　大徳	一〇六三　二二、九、二〇	
一六八八	吉田　博文	一六九〇　二二、一〇、五	